

公 募 公 告

埼玉県所沢市並木3丁目2番地に所在する防衛医科大学校（正門北側）において、託児施設の設置及び経営を行う業者について、下記のとおり公募します。

令和7年10月8日

防衛省防衛医科大学校事務局
総務部長 宮原 賢治

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名：防衛医科大学校（正門北側）において、託児施設の設置及び経営を行う業者
- (2) 公 募 者 数：1者
- (3) 設置開始時期：令和8年4月1日～
- (4) 業務内容等：「募集要領」及び「仕様書」のとおり。

2 応募する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上の資格を有する者であること。
- (3) 認可保育所又は事業所内保育事業所（認可）において、0歳から2歳までの保育の営業実績があること。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (10) 公募説明会に参加できる者。なお、参加できない場合は、応募できないものとする。

3 公告掲載期間及び募集要領等配布場所

- (1) 公告掲載期間：令和7年10月14日（火）～令和7年10月23日（木）
- (2) 配布場所：防衛医科大学校事務局総務部厚生課
なお、令和7年10月14日（火）より、防衛医科大学校HPにて取得可能

4 応募申込み

公募説明会に応募する者は、下記の応募締切日までに①会社等の名称、②公募説明会出席者氏名、③連絡先（電話番号、メールアドレス）を下記の連絡先にメールで申し込みを行うこと。

（連絡先）

埼玉県所沢市並木3丁目2番地

防衛医科大学校事務局総務部厚生課（担当者：小山内）

M a i l : wel002@inet.ndmc.mod.go.jp (ダブル・イー・エル・ゼロ・ゼロ・ニ・@)

電 話：04-2995-1211（内線2871）

（応募締切日）

令和7年10月23日（木）午後5時まで

※ 上記の日時を過ぎた申し込みは無効とする。

5 公募説明会

- (1) 日 時：令和7年10月24日（金）10時00分
- (2) 場 所：埼玉県所沢市並木3丁目2番 防衛医科大学校 厚生課（本部庁舎1階）
- (3) 説明事項：業務の概要、応募方法及び設置場所確認等

6 選定方法

「募集要領」のとおり。

7 応募の無効

本公告に示した応募する者に必要な資格がない者の応募は無効とする。

募 集 要 領

1 概 要

埼玉県所沢市並木 3-2 に所在する防衛医科大学校において、組合員に保育サービスを提供するため、託児施設の設置及び経営委託に関する業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 認可保育所又は事業所内保育事業所（認可）において、0 歳から 2 歳までの保育の営業実績があること。
- (2) 自治体の実施する指導監査において文書指摘を受けていないこと。
- (3) 令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」若しくは「役務の提供等」の D 等級以上又は同等の資格を有すること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

埼玉県所沢市並木 3-2 防衛医科大学校

4 公募説明会（募集要領、仕様書等説明会及び託児施設見学会）

- (1) 日時：令和 7 年 10 月 24 日（金）10 時 00 分（9 時 55 分までに入室）
- (2) 場所：埼玉県所沢市並木 3-2 防衛医科大学校本部 3 階第 1 会議室
- (3) 携行品：顔写真付きの身分証明書、募集要領
- (4) 参加条件：①募集要領を取得していること。
②令和 7 年 10 月 23 日（木）17 時までに公募説明会に係る申込みをしていること。
- (5) その他：車両での乗入が不可のため、公共交通機関を利用すること。

5 設置条件

- (1) 設置方法

国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 募集業種及び場所

応募業種	場所
託児施設（事業所内保育事業所）	正門北側（託児施設及び園庭）

(3) その他

細部は別添「仕様書」のとおり。

6 応募手続等

別紙のとおり。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を選考する。

ただし、選考業者に辞退又は失格等があったときは、次点の者とする。

また、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

8 選考結果等

(1) 通知年月日（予定）

令和 7 年 12 月中

(2) 通知要領

選考業者に対し、文書等により通知する。

(3) 説明会の日時・場所

選考業者に対し、別途通知する。

(4) その他

この公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合が公募を行うものとする。

9 業者選考後の提出書類

選考された者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書（別途配布）

(2) 提出先

申請書等の提出に同じ。

(3) 提出期限

選考業者に対して別途通知する。

10 質問等

(1) 質問方法

1 事業者につき担当者 1 名でお願いします。

要旨を簡潔にまとめ、下記アドレスにメールすることとし、電話での問合せはご遠慮ください。

Mail: wel002@inet.ndmc.mod.go.jp (ダブル・イー・エル・ゼロ・ゼロ・ニ・@)

(2) 質問期間

令和 7 年 10 月 24 日（金）から同年 11 月 4 日（火）の午後 5 時まで

ただし、令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時以降は、申請書（別紙様式）を提出した事業者に限ります。

(3) 回答方法

質問のあった事業者に対し、個別に回答した後、公募説明会に参加し、申請書（別紙様式）を提出したすべての事業者令和7年11月7日（金）以降に一括して回答いたします。

11 その他

応募、審査、契約手続きに関し、応募者が要する費用については、すべて応募者の負担とする。

応募手続等

1 申請書等の提出

設置及び経営を希望する者は、以下のとおり、第1項の提出書類を、第2項の提出先に、第3項の提出期間に宅配便、郵送又は持参し、募集要領に記載されたフォーマットのとおりに作成すること。

なお、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

ア 申請書 1部

イ 企画提案書（付紙様式第1） 25部

以下の事項について、必ず全て記載すること。（作成要領は付紙第1参照）

(ア) 事業所概要

- ① 保育理念、運営方針等の具体的な取組
- ② 保育内容及び保育料金
- ③ 職員の採用、配置、人材育成、健康管理等
- ④ 給食提供
- ⑤ 子どもの健康管理及び衛生管理
- ⑥ 安全管理及び防災
- ⑦ 保護者との連絡及び連携
- ⑧ その他提案事項

(イ) 企画提案書付属書類 25部

企画提案書の具体的な資料等（日本工業企画A4）

(ウ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

- ① 業務確約書（付紙様式第2）
- ② 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴「事項全部証明書又は現在事項全部証明書」）
※ 発行後1か月以内のもの
- ③ 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。内容が記載されたパンフレット等でも可）
- ④ 財務諸表
個人：直近の（申請日直前3年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定書
法人：直近の（申請日直前3年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等）
- ⑤ 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
（個人：その3の2、法人：その3の3）
※ 発行後1か月以内のもの
- ⑥ 会社概要（様式は問いません。③営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要です。）
- ⑦ 印鑑証明書
※ 発行後1か月以内のもの
- ⑧ 誓約書（付紙様式第3）

- ⑨ 役員名簿（付紙様式第４）
 - ⑩ 保育・託児所の運営実績「書籍提出時点で認可保育所〇ヶ所、認証保育所〇ヶ所、地域型保育事業所内保育所〇ヶ所」と運営施設数を明記した書類に加え、運営施設のうち、任意の３か所につき（３か所に満たない場合はそれ以下の数で可）、以下の資料を提出
 - ・ 事業所名称
 - ・ 所在地
 - ・ 開所年月日
 - ・ 平面図（乳児室、ほふく室、保育室、屋外遊戯施設（代用はその旨を記載は内訳を記載）
 - ・ 定数（年齢別）
 - ・ 職員数（保育士等の内訳及び国籍を記載）
 - ・ 職員の平均勤続年数
 - ・ 保育事業等
 - ⑪ 令和８年度資金計画
 - ⑫ 今後３年間の収支計画
 - ⑬ 保育に対する苦情等の対応（過去１年分）
 - ⑭ 自治体が実施する指導監査結果（又は立ち入り調査結果）及び監査等に際して提出した施設調査書（現況報告書）（過去５年分（施設１か所分）
 - ⑮ 防衛省共済組合が福利厚生を目的として契約しているアウトソーシング会社との契約締結の可否
 - ⑯ 保育所のしおり（重要事項説明書など）（任意の１か所分）
 - ⑰ 児童票、保育日誌、保護者との連絡帳の見本（任意の１か所分）
- （注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書の（写し）を、②、③、④及び⑤に定める書類に代えることができる。

(2) 提出先

〒３５９－８５１３

埼玉県所沢市並木３丁目２番地

防衛医科大学校事務局総務部厚生課（担当者：小山内）

Mail：wel002@inet.ndmc.mod.go.jp（ダブル・イー・エル・ゼロ・ゼロ・ニ・@）

電話：04-2995-1211（内線 2871）

(3) 提出期限

公募説明会終了後から令和７年１１月７日（金）１７時００分まで

2 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（防衛省共済組合の場合は、管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合
- (6) その他、違反と認められる場合

3 提出書類の変更禁止

原則として、提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

申 請 書

令和 年 月 日

防衛省防衛医科大学校長 殿

本社(店)所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者の氏名

印

フリガナ

担当者氏名：

電 話：

F A X：

埼玉県所沢市並木3丁目2番地における防衛省防衛医科大学校が募集する託児施設の設置及び運営を受託することについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

企画提案書

会社名

保育理念、運営方針等の具体的な取組について（500字基準）
※別紙表での記載可

保育内容及び保育料金について
※別紙表での記載可

職員の採用、配置、人材育成、健康管理等（５００字基準）

給食提供について(300字基準)

子どもの健康管理及び衛生管理について(500字基準)

安全管理及び防災について（制限なし）

保護者との連絡及び連携について(500字基準)

その他提案事項(300字基準)

利用時間別・年齢別保育料(基準)

区 分		料 金	備 考
基本保育(月極) (祝日及び年末年始を除く) 月～金の週5日 0 7 3 0～1 8 3 0	0 歳児	円	
	1 歳児	円	
	2 歳児	円	
休日保育	0 7 3 0～1 8 3 0	円	
延長保育	1 8 3 0～2 0 0 0	円／30分	
一時預り保育	0 8 3 0～1 7 0 0	円	
病児病後児保育	0 8 0 0～1 8 0 0	円	
緊急保育	2 4時間	円／30分	
給 食	1 食	円	
お や つ	1 食	円	
教 材 費	1 月	円	
冷暖房費	1 月	円	
その他必要な費用	1 月	円	

(料金は、税抜き表示とする。)

企画提案書の作成要領

本書は、「防衛医科大学校内託児所の運営」に係る企画提案書の作成要領についてまとめたものである。

1 提案項目

番号	項目内容	細 部	適 用
1	保育理念、運営方針等の具体的な取組	・保育の質の向上や保育所運営についての考え方 ・保育目標、保育計画(全体・年齢別)、デイリープログラム案、年間行事計画 ・地域や保護者の意向を考慮した内容 ・自己評価や外部からの評価への対応	500字基準 別紙表での記載可
2	保育内容及び保育料金	・保育内容(休日保育、延長保育、一時預り保育、病児病後児保育及び緊急保育の有無を含む。) ・災害等の発生時における対応要領 ・利用時間別・年齢別保育料(基準) ・その他徴収する費用	別紙表での記載可 ※積算根拠を添付
3	職員の採用、配置、人材育成、健康管理等	・職員の採用状況 ・職員の配置基準及び資格の有無 ・職員の人材育成に関する具体的なプラン(必要な教育を含む。) ・職員の健康管理	500字基準
4	給食提供	・給食(おやつを含む。)の提供要領(全年齢の対応要領を含む。) ・献立や喫食状況の保護者へのお知らせ ・アレルギー疾患等への対応	300字基準
5	子どもの健康管理及び衛生管理	・子どもの健康管理に関する対応要領 ・医療機関との連携を含めた応急体制 ・保育園の衛生管理	500字基準
6	安全管理及び防災	・事故防止、災害防止、虐待防止等の子どもの安全確保に関する対策 ・職員に対し、避難訓練の実施、事故発生時の連絡体制の周知、教育等の実施状況	制限無し
7	保護者との連絡及び連携	・保護者との意見及び要望への対応 ・子どもの育児に係る記録の管理及びその活用 ・プライバシー保護、苦情対応についての考え方	500字基準
8	その他提案事項	・上記以外で優れた点、あるいは提供できるサービスについて	300字基準

2 企画提案書様式

- (1) 様式は、「募集要領」付紙様式第1のとおりとし、サイズはA4版縦仕様とする。
- (2) 別紙の表等でサイズが大きくなる場合は、原則としてA3版にて企画書の中に折り込む。

3 企画提案書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
公募説明会終了後から令和7年11月7日(金)17時00分まで
- (2) 提出先

- 防衛省防衛医科大学校事務局総務部厚生課(電話：04-2995-1211(内線2871))
- (3) 提出方法
宅配便、郵送又は持参

4 留意事項

- (1) 受理した企画提案書は、評価結果にかかわらず返却しない。
- (2) 企画提案書を評価する者が特段の専門的知識を有していなくても評価が可能な企画書を作成する。なお、必要に応じて用語説明などを添付する。
- (3) 応募者は、より具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を添付資料として企画提案書に含めることができる。
- (4) 上記の企画提案書の構成、様式及び留意事項に従った企画提案書でないと防衛省防衛医大学校が判断した場合は、企画提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明を求める場合がある。
- (5) 説明会への参加、企画提案書の作成、提出等に要する費用は、応募者の負担とする。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

防衛省防衛医科大学校長 殿

「防衛省防衛医科大学校が募集する託児施設の設置及び運営受託業者」の応募に関し、仕様書に定める事項を適正に履行できることを確約致します。

本社(店)所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者の氏名

印

フリガナ

担当者氏名：

電 話：

F A X：

誓 約 書

(私 当社)は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、共済組合が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、団体である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- (2) 役員等で、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 役員等で、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 役員等で、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (5) 役員等で、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)で定める者の依頼を受け、受諾しようとしている者

なお、役員等に変更があった場合には、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標榜ゴロ(注1)、政治活動標榜ゴロ(注2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒絶するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1： 社会運動を仮装し又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2： 政治活動を仮装し又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省防衛医科大学校長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地(本社)

事業者名(代表者氏名)

印

付紙様式第 4

令和 年 月 日

役 員 名 簿					
商号又は名称					
所在地					
役職名	(フリガナ)	生年月日	性別	住所	
	氏名				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				

仕様書

1 業務件名

防衛医科大学校における託児施設（事業所内保育事業所）の設置及び経営委託

2 相手方の決定

防衛医科大学校長（以下「甲」という。）が、託児施設（事業所内保育事業所）の設置及び経営業務（以下「本業務」という。）について行う者（以下「乙」という。）を決定する。

3 業務内容

(1) 運営形態

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置し、託児施設（事業所内保育事業所）を経営する。

(2) 設置場所

埼玉県所沢市並木3丁目2番地 防衛医科大学校正門北側

(3) 国有財産使用許可面積

国有財産使用許可面積は、以下のとおりとする。（細部は別図第1及び別図第2のとおりにする。）

ただし、国有財産使用許可面積以外に、案内板、看板等を設置する場合については、甲と調整のうえ、使用許可を得ることとする。

ア 託児施設

(ア) 延床面積：435.49㎡

(イ) 構造：鉄筋1階建

(ウ) 開設年月：令和3年9月

イ 自転車置場

延床面積：14.70㎡

ウ 土地（託児施設及び自転車置場を除く。）

延床面積：1,228.60㎡

(4) 事業内容

ア 利用対象者

事業主（防衛省等）が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及び所沢市からの要請に基づき、受け入れる地域の乳児若しくは幼児（児童福祉法第6条の3第12項）

イ 対象年齢

生後57日目から2歳の児童

ウ 保育定員

基本保育 定員47名

区分	0歳児	1歳児	2歳児	合計
従業員枠	6名	13名	13名	32名
地域枠	-	7名	8名	15名
合計	6名	20名	21名	47名

エ 基本運営日

月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。）

オ 基本保育時間

- (ア) 保育標準時間
午前7時30分から午後6時30分まで（11時間）
- (イ) 保育短時間
午前8時30分から午後4時30分まで（8時間）
- カ 保育料金
所沢市（基本保育料）及び乙が決定する保育料金
- (4) 保育内容
 - ア 基本保育（月極）
月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。）の基本保育
 - イ 休日保育（事前予約）
所沢市における基本保育者（月極）利用者を対象とした休日等における休日保育
 - ウ 延長保育
所沢市における基本保育者（月極）利用者を対象とした運営日における延長保育
午後6時30分から午後8時まで
 - エ 一時預り保育（事前予約）
月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。）のうち、基本保育者（月極）利用者以外の保育希望者を対象とした保育
 - オ 病児病後児保育（事前予約）
病気又は病気の回復期にあり、集団保育が困難で、保護者が保育できない児童を対象とした保育
 - カ 緊急保育（24時間対応）
突発的な災害発生等により、基本保育（月極）利用者又は、それ以外の保育希望者が、緊急登庁の必要が発生した場合の一時的な保育

4 契約の締結

- (1) 乙は、甲との間で託児施設に関する経営委託契約を締結しなければならない。
- (2) 本業務に使用する国有財産の使用許可は、甲が取得し乙に当該国有財産を使用させる。
- (3) 次の各号に該当する場合は、国有財産を使用させない又は使用について変更することがある。
 - ア 乙が許可条件に違反したとき。
 - イ 乙が自己都合により前第1号の契約を解除するとき。
 - ウ 甲又は国において使用物件を必要するとき。
 - エ 乙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）以下同じ。）であるとき。
 - オ 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜

を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (4) 甲との契約期間が満了又は契約を解除したとき、又は国有財産の使用に変更が生じた場合は、乙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し、返還すること。

なお、現状回復には、乙が設置したもの全ての撤去が含まれ、この場合、乙は甲又は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

ただし、当該業務を継続した場合は、この限りではない。

5 施設及び運営管理の基準

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）
- (3) 所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第43号）
- (4) 保育所保育指針（平成20年3月28日付厚生労働省告示第141号）
- (5) 食品製造業等取締条例（昭和28年10月10日付東京都条例第111号）
- (6) 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- (7) 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）
- (8) 最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）
- (9) 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
- (10) 個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）

6 乙の資格

乙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
なお、業務の一部について再委託を行う場合には、甲と協議すること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- (5) 財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。（なお、社会福祉法人以外の者が地域型保育事業者となる場合は、次の要件を満たすこと。）
ア 地域型保育事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
イ 直近の会計期間において、債務超過（負債が試算を上回っている状況）となっていないこと。
- (6) 認可保育所及び事業所内保育事業所（児童福祉法第6条の3第12第1号に定める施設として営業実績があること。
- (7) 自治体が実施する指導審査（検査において、福祉関係法令及び福祉関係通達に違反する、又は管理運営上支障が大きいと認められる並びに正当な理由な改善を怠っている等の文書指摘を、過去5年間にわたり受けていないこと。
- (8) 防衛省共済組合が、組合員の福利厚生を目的として契約を実施しているアウトソーシング会社との契約の締結が可能なこと。

7 光熱水料

- (1) 乙は、本業務に要する光熱水料（電気、上下水道及びガス）を負担しなければならない。

また、毎月甲の指定した期日までに光熱水料を支払うものとし、指定した期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

- (2) 電気・上下水道料金算定方法

ア 電気料金

使用料＝使用量KWH×単価×1.03

R6年5月現在単価：23円/KWH（変動あり）

イ 上下水道料金（2ヶ月毎）

使用料＝単価（円/m³）×使用量m³×1.02

R6年5月現在単価：上水道388円（変動あり）

下水道254円（変動あり）

8 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

ただし、運営が適切に行われており、甲が必要と判断した場合には、令和13年3月31日まで当該契約を更新することができる。

さらに、必要に応じ5年を超えない期間で国有財産の使用許可を更新することができる。

また、業務の開始時期については、使用する施設の開始及び終了の諸準備等の状況により開設時期が遅れる場合がある。この場合、乙は甲に対し一切の補償を請求することはできない。なお、託児施設の開設及び撤去等に要する期間は、当該契約期間に含まれるものとする。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、乙の負担とする。

10 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、国又は甲の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 乙は、自らの責任において託児施設を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び託児利用者の危害予防について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意するものとする。

乙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び国に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (2) 乙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び国に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (3) 乙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 乙の役員及び従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破滅することを主張する政党その他の団体を結成し、

又はこれに加入してはならない。

- (5) 乙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則に基づき適正に行わなければならない。
- (6) 施設の維持管理については、契約書、協定書及び国有財産使用許可書による。

12 衛生等の健康保持

乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

13 提携病院

乙は、近傍の病院と提携すること。

14 給食業務

給食業務は、本業務に含まれるものとし、以下のとおりとする。

- (1) 年齢に応じた給食（昼食、ミルク等）及びおやつの提供を行うこと。
- (2) 延長保育の対象児童には補食又は夕食を提供すること。
- (3) アレルギー対応食を実施すること。なお、その際は保護者と乙で協議を行い、医師の診断による指示書等に基づくこと。
- (4) 食育の充実を図ること。
- (5) 「所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第43号）」に規定されている食事の提供の委託の場合については、給食業務は受託した保育業務の範囲に含まれるものとして取扱い、給食業務により生じた問題は、乙の責任により解決することを条件とする。

15 託児施設運営業務

託児施設を運営するにあたり、必要な以下の業務を実施すること。

- (1) 乙は、保育料、延長保育料、夜間保育料、一時保育料及び緊急保育料（以下「保育料等」という。）について、保育利用者から保育料等の徴収を行う。
- (2) 乙は、保育料等の滞納があった場合、保護者に対する初期の催促（対面、電話及び文書による催促）を実施すること。
- (3) 乙は、地域型保育給付を受けるために必要な体制（事務職員の配置等）について、各自治体と調整すること。
- (4) 乙は、甲と協力し、従業員枠（防衛省の職員又は防衛省共済組合職員が看護する乳児又は幼児）に係る園児募集、入所児童選定に係る業務及び保護者向け説明会を実施すること。

また、甲が依頼した会議へ出席すること。

16 職員体制

「児童福祉法」及び「所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」等の基準を遵守し、託児施設を実施するための必要な知識及び経験等を有する職員を配置し、施設の管理運営に支障がない職員体制とすること。

なお、職員の配置数については、地域型保育給付に係る公定価格の基準（子ども・子育て支援法第29条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準）において求められる職員数を充足すること。

17 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲の担当職員の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲の担当職員が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に、見聞又は認識した情報の一切）及び託児施設利用者とその家族に関する個人情報の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。
- (3) 乙は、本契約の解除があった場合、又は中断した場合は、本業務の遂行上知り得た情報（書面等をもって甲の担当職員が乙に提供した情報（乙が作成した複製物を含む。）、託児施設利用者とその家族に関する個人情報を甲に返還または甲の指示に従って、当該媒体の廃棄又は記録の消去等の措置を講じなければならない。
- (4) 乙は、業務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを保持しないものとする。

18 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲及び国に損害を与えた場合には、甲及び国に対し一切の損害を賠償するものとする。

19 甲の解除権

甲は、次に掲げる各号の一に該当するときは、本業務の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により本業務の目的を達することができないとき。
（乙の資産信用が著しく低下した場合を含む。）
- (2) 乙又はその使用人が、甲及び所沢市の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲及び所沢市若しくは甲及び所沢市の指定する検査官の職務執行を妨げたとき。
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により本業務の目的を達することができないとき。
- (4) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。
- (5) 乙が契約上の義務に違反したことにより本業務の目的を達する見込みがないとき。
- (6) 甲の都合により、本業務の解除を必要とするとき。

20 乙の解除権

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、6ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、乙は残期間に相当する使用物品の維持保存に要した一切の費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申出ること。

21 業務仕様

- (1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき、業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
ただし、乙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、乙が設定した保育料等を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、甲の指示に従うこと。
- (3) 乙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 託児施設の撤去作業の遂行にあたっては、甲の指示に従うこと。
- (5) 乙は、使用物件の維持保存のための定期的な清掃等を行わなければならない。
(定期的な清掃とは、保育室、トイレ等の清掃を示す。)
なお、定期的な清掃等の範囲外の空調フィルター及び電球の交換等については、修繕費として国が負担することとする。詳細な範囲については、甲乙で協議する。
- (6) 乙は、国が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
なお、乙は、停電作業等が原因で使用機器及び食品等の損害があった場合は、甲及び国に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (7) 乙は、夜間の連絡体制を確立すること。
- (8) 乙は、施設等安全点検、日常安全点検等を実施すること。
- (9) 乙は、園児に対する見守り、声掛け、相談等を適切に実施し、児童虐待が疑われる場合は直ちに項に報告するとともに、子ども家庭支援センターへの連絡等、適切な対応を行うこと。
- (10) 乙は、所沢市からの養成に基づき受け入れる地域の乳児、もしくは幼児の保護者からの引取り及び引渡しについては、甲乙で協議する。
- (11) 乙は、毎日、託児施設周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。清掃範囲については甲乙で協議する。
- (12) 乙は、空調設備の運転、温度調整等は国の基準に従うものとする。
- (13) 乙は、売上金額を翌月の初日までに、収支計算書を翌月の10日までに、また、毎年度の損益計算書を翌事業年度の5月末日までに甲に提出すること。
- (14) 乙は、毎月の保育従事者の勤務シフト表を前週金曜日若しくは前月末日までに、また、保育指針及び年間指導計画を事業年度当初に甲に提出すること。
- (15) 乙は定期的に保護者説明会を実施し、保育状況等について保護者と連絡を密にするものとする。
- (16) 乙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、甲に提出しなければならない。
- (17) 乙は、防衛医科大学校地区における写真撮影について、業務に必要な場合のみとし、甲の許可を得るものとする。
- (18) 乙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (19) 乙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により、甲又は託児施設利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、本業務に従事できない（契約の更新をしない）場合がある。
- (20) 乙は、公募説明会等、説明会での遵守事項に違反した場合及び甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても

至急提出しない場合も含む。)は、次回以降、本業務に従事できない(契約の更新をしない)場合がある。

- (21) 託児施設の業務にあたり、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (22) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲乙で協議する。

22 貸付品

- (1) 甲が、国から使用を許可された貸付品(細部は別紙のとおり。)について、乙に貸し付ける場合の使用料は無償とする。
- (2) 貸付品の引渡、管理、修理及び返納に要する費用は、国の負担によるものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由による貸付品を破損等した場合における修繕または新規取得に要する費用は、乙の負担とする。
- (3) 甲から許可された貸付品を、甲の許可なく廃棄等の処分をしてはならない。
- (4) 貸付品の返納後、乙が準備し設置する場合には、事前に甲へ報告し、許可を得ることとする。なお、退去の際は、乙の負担により撤去するものとする。
- (5) 前各号以外に必要な消耗品類は、乙の負担とする。

23 指導監督

- (1) 乙は、甲が必要により実施する児童の処遇等の保育内容、保育従事者の勤務状況、施設設備等の指導監督を受けるものとする。
- (2) 甲による乙に対する指導監督は、文書又は立入調査等により実施する。
- (3) 乙は、前号により改善要求がなされた場合には、1ヶ月以内に改善計画書を甲に提出し、許可を受けるものとする。

24 業務の引継ぎ

- (1) 乙は、引き続き託児施設の運営業務が円滑に行えるよう、引継ぎにあたっては、業務期間の開始にあっては既委託会社、業務期間の終了にあっては、次期委託会社との間で行うこととし、経營業務に支障をきたさないようにする。
- (2) 業務の引継ぎにおいて発生する費用については、乙が負担するものとする。

25 契約書及び協定書

委託会社決定後、契約書及び協定書を締結すること。細部は別途指示する。

26 その他

国の施策等によって、募集要領、仕様書の内容が変更となった場合は、甲乙で協議することとする。

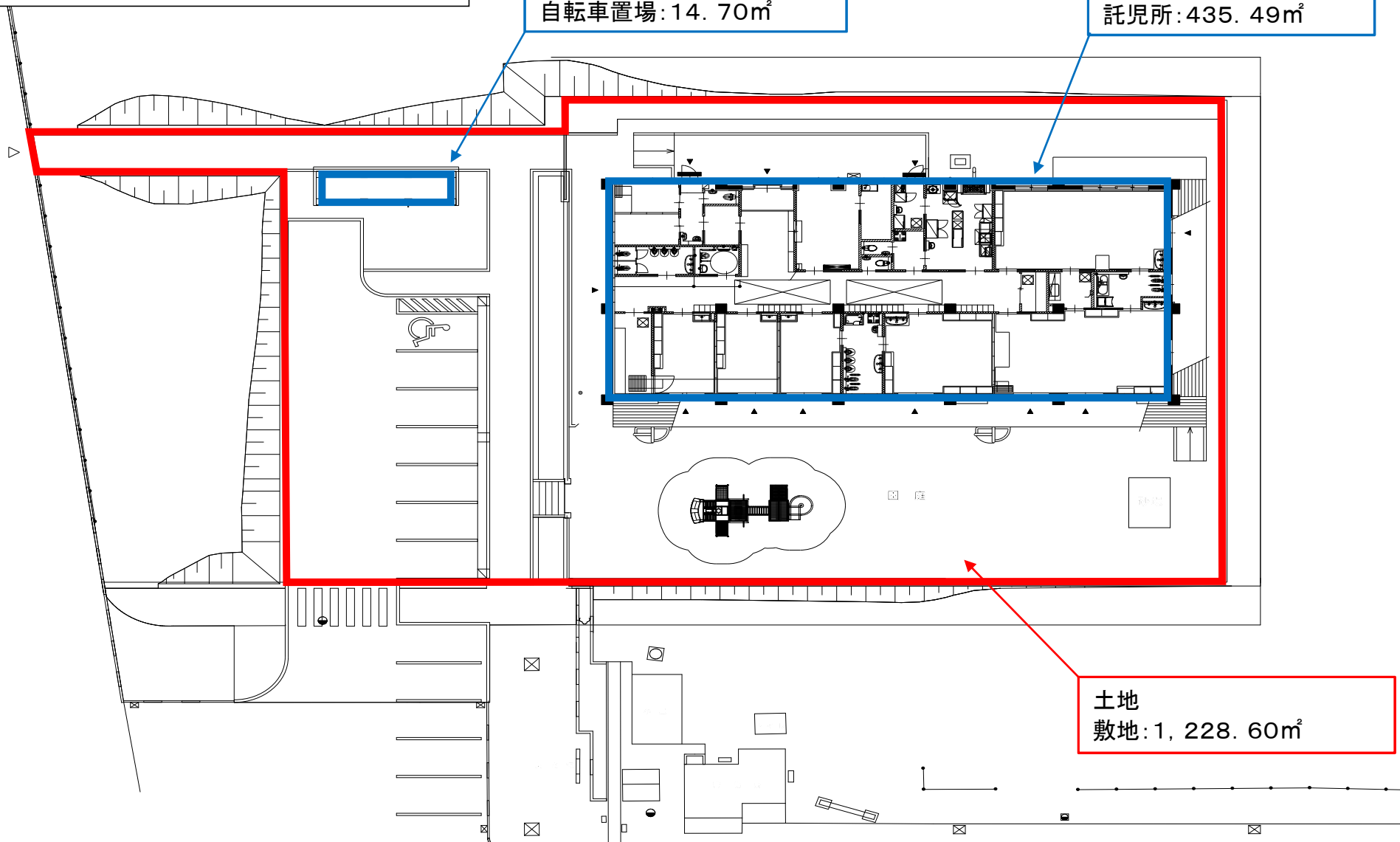
協議の結果、乙の了解が得られた場合には、再公募は実施しないこととする。

防衛医科大学校託児施設 周辺配置図

建物
自転車置場: 14.70m²

建物
託児所: 435.49m²

土地
敷地: 1,228.60m²



防衛医科大学校託児施設 平面図



甲が乙に使用させる備品等の品目及び数量

所有区分	種目	面積・数量	備考
国	建物	4 3 5 . 4 9 m ²	防衛医大正門横
	器具・備品	付紙のとおり	
	土地	1 , 2 2 8 . 6 0 m ²	園庭等

甲が乙に使用させる備品等の品目及び数量

所有 区分	取 得 年月日	種類・品目・細目	品 名	数 量	単 位	カタログ製品名・規格等	設置 場所
国	H29.9.25	ベビーカー	業務用ベビーカー（幼児用）	1	台		玄関
	H29.9.25	ベビーカー	業務用ベビーカー（スリム型）	1	台	保護カバー付	玄関
	H29.9.25	ベッド	ベビーベッド	1	台		保育室
	H29.9.25	平机	子供用机（6人用）	2	台		保育室
	H29.9.25	保管庫	衛生保管庫	1	台		調乳室
	H29.9.25	身長体重計	幼児用身長・体重計	1	台		保育室
	H29.9.25	体重計	乳児用身長・体重計	1	台		保育室
	H29.9.26	立体炊飯器	炊飯器	1	台	パナソニック SR-HX106-W	調理室
	H29.9.26	テレビ	テレビ	1	台	シャープ AQUOS LC-40H40（40インチ）	事務室
	H29.9.26	ブルーレイレコーダー	ブルーレイレコーダー	1	台	パナソニック プレミアレイターナ DMR-BRW1020	事務室
	H29.9.26	電気掃除機	掃除機（コードレス）	1	台	東芝 トルネードコードレス VC-CL1300-R	事務室
	H29.9.26	空気清浄器	加湿空気清浄機（洋間、和室）	2	台	パナソニック F-VC70XM-W	保育室
	H29.9.26	空気清浄器	加湿空気清浄機（和室（小））	1	台	パナソニック F-VC55XM-W	保育室
	H29.9.26	乾燥機（洗濯用）	洗濯乾燥機	1	台	日立 BW-DX120B	便所
	H29.9.26	冷凍冷蔵庫	冷凍冷蔵庫	1	台	三菱 MR-B46A	更衣室
	H29.9.26	食器乾燥器	食器乾燥機	1	台	パナソニック FD-S35TA	調理室
	R3.2.15	机（片袖）	片袖机	4	台	トヨセツト 11-4001-1 50CBH106ARWW W100×D60×H72	事務室
	R3.2.15	椅子（回転）	椅子	4	脚	トヨセツト 21-0440-4 TS-3205B-CRM W57.5×D53.5×H84～H95.5 SH42～53.5	事務室
	R3.2.15	書庫	オープン書庫	2	台	トヨセツト 11-4983-0 HSR40W-10K 3段オープン書庫 W86.3×D39.9×H100	事務室
	R3.2.15	保管庫	保管庫（3枚戸）	3	台	トヨセツト 11-4993-0 HSR40W-10K/HSR40W-B 3枚引戸書庫W86.3×D39.9×H100 へっす固定金具含	事務室
	R3.2.15	ホワイトボード	スライドボード	1	セット	トヨセツト 11-3897-0 HS専用スライドボード HSSBN-90MY W180×H105	事務室
	R3.2.15	キャビネット	クリアケースキャビネット	1	台	トヨセツト 11-5018-0 HSR40W-10AF 深型3列12段 W25.7×D346.5×H71.5壁固定金具含	事務室
	R3.2.15	更衣ロッカー（6人用）	ロッカー（6人用）	2	台	トヨセツト 52-2757-0 SLKW-6 W90×D51.5×H180	更衣室
	R3.2.15	金庫（耐火式）	耐火金庫	1	台	トヨセツト 29-0232-0 OSS-D 小型金庫 W48.4×D48.9×H37.2	事務室
	R3.3.30	流し台	一槽シンク	1	台	SUS304(株)マルゼン BS1 W600×D600×H800	検収室
	R3.3.30	殺菌水製造装置	電解次亜塩水生成装置	1	台	三浦電子(株) ピーコロシス60 W242×D141×H278	検収室
	R3.3.30	冷凍庫	冷凍庫	1	台	検査用フクシマガリレイ㈱GRN-062FM6改 W610×D650×H1950	検収室
	R3.3.30	食器戸棚	食器棚	2	台	ステンレス戸付 (株)マルゼン BDS-096 W900×D600×H1800	検収室
	R3.3.30	コンパクションオープン	スチームコンパクションオープン	1	台	(株)マルゼン SSCS-05MD W680×D560×H685	調理室
	R3.3.30	架台	スチームコンパクションオープン 専用棚付架台	1	台	(株)マルゼン SSCS-05MDST W655×D560×H700	調理室
	R3.3.30	立体炊飯器	ガス炊飯器	1	台	リンナイ RR-400CF W569×D485×H419	調理室
	R3.3.30	ライスサービスカート	炊飯カート	1	台	(株)マルゼン CR-44 W450×D450×H100	調理室
	R3.3.30	ガスコンロ	ガステーブル	1	台	(株)マルゼン RGT-1265D W1200×D600×H800	調理室
	R3.3.30	冷凍冷蔵庫	冷凍冷蔵庫	1	台	フクシマガリレイ㈱ GRN-121PM6 W1200×D650×H1950	調理室
	R3.3.30	調理台	両面式盛付台	1	台	(株)マルゼン BH-N W1200×D600×H800	調理室
	R3.3.30	流し台	二槽シンク	1	台	両面用(株)マルゼン BS2 W1200×D600×H800	調理室
	R3.3.30	流し台	ソールドテーブル	1	台	水切付1槽シンク (株)マルゼン BDST W900×D700×H820	調理室

所有 区分	取得 年月日	種類・品目・細目	品 名	数 量	単 位	カタログ製品名・規格等	設置 場所
国	R3.3.30	ラック	ラックシェルフ	1	台	水切付 (株)マルゼン BRS W600×D400×H430	調理室
	R3.3.30	食器洗浄機	食器洗浄機	1	台	(株)マルゼン MDDTB8E W640×D670×H1445	調理室
	R3.3.30	水切台	クリーンテーブル	1	台	水切台 (株)マルゼン BDC T W700×D700×H820	調理室
	R3.3.30	包丁消毒保管庫	包丁まな板殺菌庫	1	台	(株)マルゼン MCF-034B W300×D450×H1550	調理室
	R3.3.30	食器消毒保管庫	食器消毒保管庫	1	台	(株)マルゼン MSH10-21SE W920×D530×H1850	調理室
	R3.3.30	折りたたみ式ワゴン	折りたたみ式ワゴン	6	台	(株)アンナカ KEA-3 W613×D505×H958	調理室
	R3.3.30	ワゴン	移動台	2	台	(株)マルゼン BMW-N W600×D600×H800	調理室
	R3.3.30	上棚	上棚	1	台	1 段式 (株)マルゼン BDR W1200×D300×H400	調理室
	R3.3.30	フードプロセッサー	フードプロセッサー	1	台	(株)エフ・エム・アイ RM-3200VD W190×D230×H380	調理室
	R3.3.30	電子レンジ	電子レンジ	1	台	パナソニック NE-F L 1 0 0	更衣室
	R3.8.20	AED	自動体外式除細動器	1	台	日本光電工業株式会社 AED-3100 消耗品・オプション品含む ベッティベッタ SB-310V×1個 使い捨てベッタ P-740×2個 AED/CPRセット YZ-043H3×1個	事務室
	R3.8.23	キーボード	電子キーボード	2	台	ヤマハ piaggero NP-32B	保育室
	R3.8.23	掃除機	掃除機	1	台	アイリスオーヤマ SCD-MIP	保育室
	R3.8.23	空気清浄機	空気清浄機	1	台	シャープ 加湿空気清浄機 KI-NS50	保育室
	R3.8.23	洗濯機	洗濯機	1	台	ハイアール JW-C60C	調理更衣室
	R3.8.23	幼児用テーブル	幼児用テーブル	3	台	ナナミ 幼児用テーブル カール L 3 4 0	保育室
	R3.8.23	幼児用テーブル	幼児用テーブル	3	台	ナナミ 幼児用テーブル カール L 4 0 0	保育室
	R3.8.23	幼児用テーブル	幼児用テーブル	2	台	ナナミ 幼児用テーブル カール L 4 3 0	保育室
	R3.8.23	幼児用テーブル	幼児用テーブル	3	台	ナナミ 幼児用テーブル カール L 4 6 0	保育室
	R3.8.23	物品棚	紙芝居整理棚	1	台	チャイルド社 紙芝居整理ケース大型 #660616	保育室
	R3.8.23	物品棚	画用紙整理棚	1	台	チャイルド社 15段 #660424 K 1 5 P	保育室
	R3.8.23	パーティション	パーティション	1	台	チャイルド社 カスタムパーティション #642549	保育室
	R3.8.23	傘たて	傘たて	1	台	チャイルド社 レインボ-傘たて #661109	玄関
	R3.8.23	ベッド	折りたたみベッド	1	台	チャイルド社 リンダに折りたたみベッ ト #671008	保育室
	R3.8.23	避難・おさんぽ車	避難・おさんぽ車	1	台	チャイルド社 セフティバスなかよし #642233	玄関
	R3.8.23	サポートハンドル (トイレ用品)	サポートハンドル (トイレ用品)	2	台	チャイルド社 あひるサポートバー #692723	便所
	R3.8.23	収納ベッド付医療品棚	収納ベッド付医療品棚	1	台	チャイルド社 #671003	医務室
	R3.8.23	カーペット	洗えるカーペット	4	枚	チャイルド社 丸洗いカーペット プレームンの音楽隊 #692314	保育室
	R3.8.23	子供用椅子	椅子(乳児用)	2	脚	チャイルド社 ラックブルメア #640422	保育室
	R3.8.31	作業台	作業台	1	台	BW-036N 間口300mm×奥行600mm×高さ800mm程度 SUS430	調理室
	R3.8.31	作業台	炊飯台	1	台	BW 間口750mm×奥行600mm×高さ800mm程度 SUS430	調理室
	R3.8.31	作業台	作業台	1	台	BW 間口300mm×奥行600mm×高さ800mm程度 SUS430	調理室
	R3.8.31	配膳戸棚	バランスカウンター	1	台	間口1,500mm×奥行800mm×高さ2,400mm程度 SUS430 t:1.0mm 底板1.5mm 扉:上下開閉式	調理室
	R4.12.16	幼児用テーブル	幼児用テーブル	5	台	ナナミ L 3 4 0 #103706	保育室
	R4.12.16	幼児用テーブル	幼児用テーブル	3	台	ナナミ L 4 0 0 #103705	保育室
	R4.12.16	テーブル	ミーティングテーブル	2	台	コクヨTML-KK1206CM-SW-6CPW1	事務室
	R4.12.16	パーティション	機能付パネル	2	台	コクヨPGR-S0816B-2H2H2J	事務室
	R5.3.17	防犯カメラ	防犯カメラ (5台)	1	式	ワンケーブルADHディナイトカメラ外	事務室・廊下・ 園庭